

# 所得税および個人住民税（村県民税）の定額減税の概要 について

物価はあがるのに、給与はなかなかあがらない・・・そんな国民の負担を緩和するため、令和6年分所得税および令和6年度個人住民税(村県民税)において定額減税が実施されます。定額減税とは、税額を一定額減税する減税の方法です。(所得税、個人住民税を課税されている方が対象です。)

| 区分           | 令和6年分 所得税(国税)  | 令和6年度 個人住民税(地方税)   |
|--------------|--|--|
| 所管官庁         | 佐久税務署  | 南牧村  |
| 対象者          | 令和6年分の合計所得金額が<br>1,805万円以下の方   | 令和5年中の合計所得金額が<br>1,805万円以下で、<br>所得割額が課税されている方  |
| 定額減税の額       | 納税者および配偶者を含む扶養親族(国外居住者を除く。)  |  |
|              | 1人につき3万円<br>※配偶者と子2人を扶養している場合の減税額の合計は12万円  | 1人につき1万円<br>※配偶者と子2人を扶養している場合の減税額の合計は4万円   |
| 実施の<br>時期・方法 | ○給与所得者(会社員)の場合<br>・6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から控除<br>・控除しきれない場合は、以後12月までの税額から順次控除<br>※勤務先が実施します。  | 特別<br>徴収<br>○給与から天引きの場合<br>・令和6年6月分給与から天引きを行わず、定額減税後の税額を11回に分割して、7月分から翌年5月分まで天引き<br>○公的年金等から天引きの場合<br>・令和6年10月支払分の年金より天引きされる個人住民税所得割額から控除<br>・控除しきれない場合は、12月支払分以後の税額から順次控除 |
|              | ○公的年金等の受給者の場合<br>・6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から控除<br>・控除しきれない場合は、以後12月までの税額から順次控除<br>※年金保険者が実施します。 |  |

|                                  |   |  |   |
|----------------------------------|---|--|---|
|                                  | <p>○事業所得者等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際の所得税額から控除</li> <li>・予定納税の減額申請をすることも可能</li> </ul>                       | <p>普通徴収</p>  | <p>○納付書払い・口座振替の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期分(6月分)の税額から控除</li> <li>・控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除</li> </ul> |
| <p>※注意</p>                       | <p>個人事業主は、従業員の給与計算で定額減税分を計算する必要があります。</p> <p>また、ご自身は来年の確定申告で減税分を清算する必要があります。</p>  | <p>個人住民税は、昨年度の確定申告や給与支払報告書に基づき、村が定額減税後の金額で納税をお願いしています。減税について、ご自身で必要な手続きはありません。</p> |   |
| <p>減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)</p> | <p>納税者本人と、扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額、個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合はその差額を調整給付します。</p> <p>該当者の方には8月頃、詳しい給付額や、振込先についてお尋ねする通知をお送りいたします。</p> |  |   |